

高知県立青少年体育館の減免取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年高知県教育委員会規則第23号。以下「規則」という。）第7条第1項第3号及び第4号並びに第3項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(使用料の減免)

第2条 規則第7条第1項第3号の教育委員会が別に定めるものは、高知県健康パスポートⅢであって、バスポートラングアージュ特典の有効期限内のものとする。

第3条 規則第7条第1項第4号の規定に基づき、使用料を免除できる場合は、次のとおりとする。ただし、トレーニング室及びシャワーの使用料は除く。

- (1) 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校（以下「保育所等」という。）が授業で利用する場合。
- (2) 「保育所等」に属する児童、生徒等又はそれ以外の青少年がクラブ活動として利用する場合。ただし、照明設備は除く。
- (3) 教育委員会が公益上必要と認めるもの。
- ア 青年団等が利用する場合
- イ いの町が主催事業で利用する場合
- ウ 県立農業大学校が授業で利用する場合

(減免承認通知の例外)

第4条 規則第7条第3項の規定に基づき、免除又は減額の承認通知をしない場合は次のとおりとする。

- (1) 規則第7条第1項第1号及び2号の規定に基づき免除をするとき。
- (2) 高知県内の保育所等及びあらかじめ登録をした青少年がで構成される団体が利用するとき。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

高知県立青少年体育館の減免取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年高知県教育委員会規則第23号。以下「規則」という。）第7条第1項第3号及び第3項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(使用料の減免)

第2条 規則第7条第1項第3号の規定に基づき、使用料を免除できる場合は、次のとおりとする。ただし、全号において、トレーニング室及びシャワーは除く。

- (1) 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校（以下「保育所等」という。）が授業で利用する場合。
- (2) 「保育所等」に属する児童、生徒等又はそれ以外の青少年がクラブ活動として利用する場合。ただし、照明設備は除く。
- (3) 教育委員会が公益上必要と認めるもの。
- ア 青年団等が利用する場合
- イ いの町が主催事業で利用する場合
- ウ 県立農業大学校が授業で利用する場合

(減免承認通知の例外)

第3条 規則第7条第3項の規定に基づき、免除又は減額の承認通知をしない場合は次のとおりとする。

- (1) 規則第7条第1項第1号及び2号の規定に基づき免除をするとき。
- (2) 高知県内の保育所等及びあらかじめ登録をした青少年がで構成される団体が利用するとき。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(新)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(旧)